

オルタナティブ教育法（仮）を考える資料

No. 2

『どんな内容の法律を 考えたいのか？』

NPO法人 フリースクール全国ネットワーク 新法研究会

Q1

新法で保障するのは「普通教育」ですか。「特別な教育」ですか。

A1

この法律は、学校教育法に並ぶ教育法として位置づけ、憲法、教育基本法で言う「普通教育」の実施を目指しています。

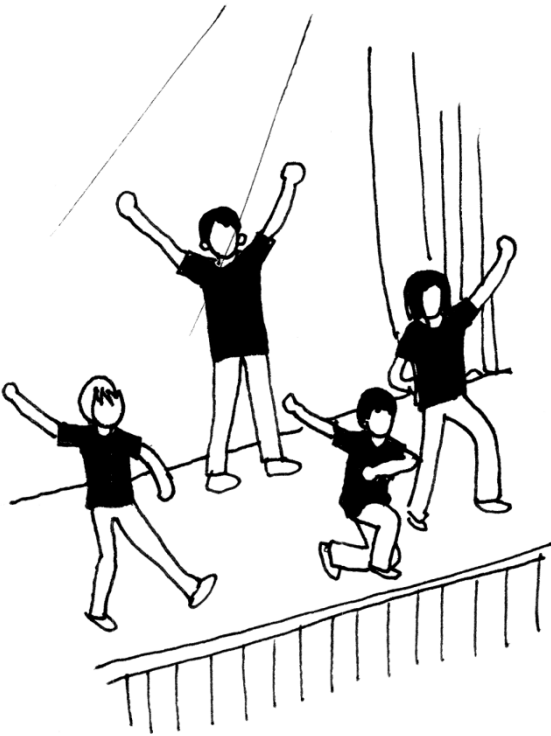


Q2

この法律で指している「オルタナティブ教育」とは、どんな教育のことですか。

A2

学校教育法の規定によらない独自の学習課程（カリキュラム）を行う普通教育のことを指しています。

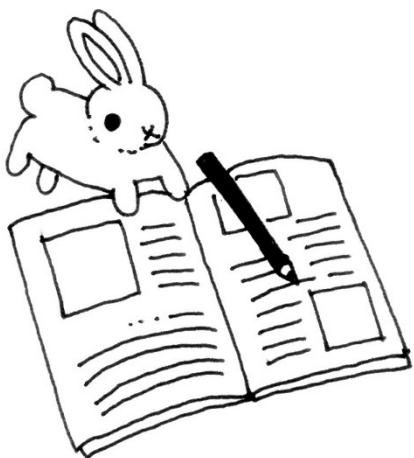


Q3

憲法でいう親の「普通教育を受けさせる義務」
はどうなりますか。

A3

この法律でいう「オルタナティブ教育」でも、
親の9年の普通教育を受けさせる義務は果たせ
ることになります。学校教育とオルタナティブ教
育とあわせて9年とすることも可能です。



Q4

全てのオルタナティブ教育機関がこの法律に
基づいて公教育として社会に位置付くことを望
むとは限りませんが。

A4

もちろん望まないところはそのまま良く、望
む機関が登録する仕組みとします。それを「登録
オルタナティブ教育機関」と呼ぼうというわけ
です。



Q5

誰でもどこでもやっているといい、というわけではないと思うのです。どんなところが登録実施できますか。

A5

団体と家庭と2つ考えました。

・団体は、NPO法人など
公益性の高い団体が
できます。

・家を中心にやっている
ホームエデュケーション家庭は、
保護者が登録できます



Q6

どんなことを登録するのですか。

A6

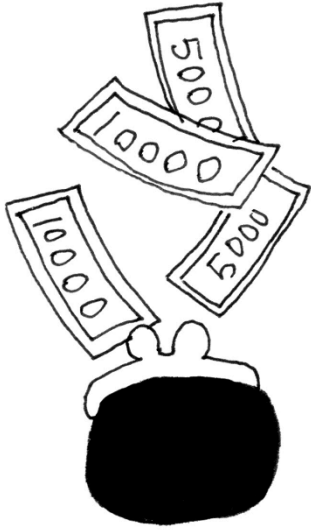
どんな人が、どんなところで、どんな方針で子どもの学びをつくらうとしているのか、子どもの人権を保障するためにどうしようとしているのか、団体は規模・運営・スタッフ数や施設などです。国が登録要件の策定委員会をつくり、オルタナティブ関係者が必ず入ることにします。

Q7

経費の負担はどのようになりますか。

A7

今のところ、私立学校のようなイメージで考えています。公費からの支援で全てを運営するのは無理で、保護者も一定負担することになります。国・地方公共団体は、自主性を尊重しながら、一定額を補助し、その振興を図るように、また税制優遇措置も講じることとします。



Q8

公費の助成があったり、登録したりの中で、オルタナティブ教育の内容まで干渉されたりしませんか？

A8

まずオルタナティブ教育機関は、許可や認可を行政からもらうのではなく、登録をする、という形にしています。一定の要件を満たしているところはそのまま認定されます。行政からの働きかけによって、オルタナティブ教育の多様性や独自性が損なわれないよう、当事者が関わって歯止めとなる仕組みをあらかじめつくってスタートするよう考えています。

Q9

学校教育法の学校とオルタナティブ教育法の機関は、学校どうしを転校するように、相互に移動できますか？

A9

はい、子どもと保護者の意志に基づいて、学齢に対応して自由にできるものとなります。



Q10

オルタナティブ教育機関の行政の担当窓口はどこがやるのですか？

A10

・国にオルタナティブ教育センターを設置し、家庭以外の団体を担当します。
・市区町村にオルタナティブ教育センターを設置してもらい、家庭を担当してもらいます。
そこでは、助言や備品提供、コーディネーターの配置やオンブスマン、助成金の交付などを行います。

Q11

オルタナティブ教育機関の中には、子どもの人権を守らない施設等も登録してくると思いますが、どう防ぐようにしていますか。

A11

質の確保については、当該機関に子どもの個性尊重・権利保障を条文に盛り込むとともに、国・地方公共団体がオルタナティブ教育センターを通して助言を行うとともに、オンブズパーソンを設置します。

もし、改善が見られず、子どもの人権が守られない団体は、登録取り消しもあり得ますが、不服申し立ても行った上で、あくまで慎重に行います。

Q12

国や地方公共団体は、どのような責務を負いますか？

A12

まず、子どもと親に十分な情報を提供します。また、義務教育において、学校教育との格差や差別が生じないようにします。そして、オルタナティブ教育の推進に努め、そのための総合的施策を練って、必要な予算を確保します。

国は、オルタナティブ教育関係者や子どもの権利に詳しい弁護士等で構成する「オルタナティブ教育推進会議」を設置する責務を負います。